

事務連絡  
平成26年8月25日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「定期的ベネフィット・リスク評価報告（PBRER）」  
に関する質疑応答集（Q&A）について

定期的ベネフィット・リスク評価報告（PBRER）につきましては、ICH E2C(R2)ガイドライン「定期的ベネフィット・リスク評価報告（PBRER）について」（平成25年5月17日付け薬食審査発第0517第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）により、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知したところです。

今般、日米EU医薬品規制調和国際会議において、標記Q&Aが別添のとおり合意されましたので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを日本製薬団体連合会他関連団体宛てに発出していることを申し添えます。



E2C(R2)実装作業部会

ICH E2C(R2) ガイドライン: 定期的ベネフィット・リスク評価報告

質疑応答集

ICH 作業部会は今後も実験室支援方針の下  
E2C(R2)が今後も実験室支援方針の下

## E2C(R2) 實驗室支援

文書履歷

二一四	履歷	日付	Q&As	E2C(R2)
		2014年3月31日	ICH 謹啓委員会は今後も実驗室支援	ICH E2C(R2)

定期的・効率的な実驗室支援  
2012年12月

参考

## 目 次

1. 緒言 .....	2
2. 一般的ガイダンス .....	3
3. モジュール方式 .....	5
4. 國際誕生日 .....	7
5. 長年販売されてきた製品 .....	8
6. 参照情報 .....	8
7. 使用患者数データ .....	9
8. サマリーテーブル .....	11
9. 臨床試験 .....	12
10. 非臨床データ .....	13
11. 文献 .....	13
12. 有効性の欠如 .....	14
13. シグナル及びリスクの評価 .....	14
14. リスクとベネフィットの項 .....	19
15. ベネフィットの評価 .....	19

三

## E2C(R2) 質疑応答集

### 2. 一般的ガイダンス

No.	承認日	質問	回答
2.1	2014年 3月	さまざまな国や地域で調査期間が異なる場合、販売承認取得者(MAH)はPBRERの提出をどのように管理すればよいか？	<p>MAHが異なる規制当局に対して6カ月及び年単位の両方でPBRERを提出している場合、年単位の調査期間の後半6カ月の要件を満たすために、6カ月ごとのPBRERの代わりに12カ月間のデータを含む最新のPBRERの提出が認められる場合がある（本ガイドラインの図2（下記）参照）。ある地域で6カ月ごと、別の地域で3年ごとのスケジュールで報告される製品の場合も同様である。ただし、MAHはこの方法が受け入れられるか否かについて関係する規制当局と常に相談する必要がある。その際、この方法がその地域の報告頻度を変更しようとするものではなく、短い調査期間の報告要件を満たすのに12カ月間のデータを使用する可能性を探ることについて言及すること。</p> <p>図2：6カ月単位及び年単位でのPBRERの提出</p> <p>地域1では6カ月単位のPBRERが要求され、A、B、C及びDのPBRERを提出する（関係する規制当局と合意に至っている場合を想定）。</p> <p>地域2では年単位のPBRERが要求され、B及びDのPBRERを提出する。</p>
2.2	2014年 3月	サマリーブリッジングレポート及び追加報告書(Addendum Reports)の提出は引き続き可能であるか？	ICH E2C(R2)に準拠する場合、サマリーブリッジングレポート及び追加報告書は今後提出すべきではない。報告書が対象とする調査期間にかかわらず、各PBRERは単独で成立する文書であり、MAHが現在入手している新規の及び累積的な情報を反映するものでなければならない。
2.3	2014年	製品の適応外使用(off-label use)に関する質問	PBRERでは医薬品のあらゆる使用方法に基づく安全性情報の評価を報告する必要があ

三

支票轉賬 PBOE

5、三九抗感冒藥品參照說明書記載之內容以外的使用方法（一般飲食、適用於外使用上等方法）也會害人。

1. 本法の目的は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

2. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

3. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

4. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

5. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

6. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

7. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

8. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

9. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

10. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

11. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

12. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

13. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

14. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

15. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

16. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

17. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

18. 本法は、医薬品の安全性を考慮したうえで、医薬品の使用方法を規定するものである。

2.4	2014年 3月	PBRER の作成にあたり、どのような情報源の利用が可能であるか？	MAH がある有効成分に関して PBRER を作成する場合、MAH が合理的にアクセス可能であり、安全性又はベネフィット・リスクプロファイルの評価に関する情報が用いられる。後発医薬品に関しては、MAH が先発医薬品開発会社である製品と比較して得られる情報が少ない可能性がある。例えば、MAH が依頼者でない臨床試験に関しては公表された報告しか入手できない可能性がある。MAH は PBRER の作成に用いた情報源の一覧表を PBRER の添付資料として提供することも考慮する（本ガイドラインの添付資料 E を参照）。
-----	-------------	-----------------------------------	--

### 3. モジュール方式

No.	承認日	質問	回答
3.1	2014年 3月	PBRER では、モジュール方式の使用により、他の規制関連文書からの情報活用が促進される。他の規制関連文書の DLP が PBRER と同一でないとき、どのようにして情報を再利用できるか？	規制関連文書が異なる時期に作成される場合には、ある期間から次の期間までに情報の変更が発生することがあるため、必ずしも各項の再利用が可能であるとは限らない。例えば、PBRER が 6 カ月単位で提出され、治験安全性最新報告（DSUR）が年単位で提出される場合がこれにあたる。6 カ月単位の PBRER に由来する情報のなかには、年単位で作成される DSUR のいくつかの項の根拠として利用可能なものがある。他の規制関連文書と共に用可能な PBRER の項のリストは本ガイドラインの添付資料 D に掲載されている。
3.2	2014年 3月	DSUR と PBRER の作成を統合して管理する際、MAH は実際にどのような点に留意すべきか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書作成時点で入手可能な情報の性質によっては、MAH は複数の文書間で同じ情報を使用できる場合がある。MAH は作成を予定している報告書の種類ごとに調査期間及び報告頻度を最初に確認する。</li> <li>MAH は最近提出した他の報告書（例：DSUR）が情報源としてどの程度利用可能であるかを評価する。</li> <li>MAH は国際誕生日（IBD）に基づき各種文書の DLP を同期させることにより、他の文書と関連して PBRER の計画立案及び作成を容易にできる。DLP を同期させるためには、MAH は関係する規制当局の承認を得る必要があり、これにより他の文書からの情報が再利用可能になる。</li> <li>新規の重要な情報がないと確認されている場合、MAH は最近提出した文書の一部の項をほぼ修正なしに再利用することを検討してもよい。</li> <li>重要な新しい情報が存在する場合、MAH は最近提出した文書の項をレビューし、ソース情報の更新、小改訂又は全面改訂を行う。</li> <li>この他、本ガイドラインの 2.8.1 項（国際誕生日とデータロックポイント）及び添付資</li> </ul>

表 1-1-PBREER 及 DSUR 2 の内容の並び

資料D為參照乙卷之。表1乙卷之乙明確地說明它表示。

11	市販後の使用経験に基づく安全性情報	15**	シグナルの概要：新規、評価継続中又は評価確定
		9.2**	投薬過誤
		5.2 (第3段落)**	その他の承認後の使用
12*	非臨床データ	10*	非臨床データ
13*	文献	11*	文献
14***	他のDSUR	12	他の定期報告
15*	有効性の欠如	13*	比較臨床試験における有効性の欠如
17*	データロックポイント後に入手した情報	14*	データロックポイント後に入手した情報
18.1	リスク評価	16.2**	シグナルの評価
		16.3**	リスク及び新しい情報の評価
		16.4**	リスクの特徴づけ
18.2	ベネフィット・リスクの検討	18.2**	ベネフィット・リスク分析の評価
19	重要なリスクの要約	16.1**	安全性の懸念事項の要約
20*	結論	19*	結論及び措置

\*他の規制関連文書と共用が可能な項として ICH E2C(R2)の添付資料 D に記載されている項。

\*\* DSUR の情報源として使用可能な PBRER の項。

\*\*\* PBRER の情報源として使用可能な DSUR の項。

#### 4. 国際誕生日

No.	承認日	質問	回答
4.1	2014年 3月	PBRERへの移行に際して、現在のDLPと新たに定義されたIBDが同期していない医薬品については、どのように対処すべきか？	本ガイドラインにおけるIBDの定義は、当該有効成分を含む製剤について世界のいずれかの国でいずれかの会社に最初の販売承認が与えられた日付とされている。多くの国では公式の規制要件、非公式のガイダンス等で、MAHにPBRERのDLPとIBDを同期させるための対応策が提供されている。MAHは詳しい情報を得るために、関連する各国及び地域の規制要件を参照すべきである。また、必要に応じてしかるべき規制当局に照会し、PBRERのDLPとIBD間の調整を要求する。このような要求を認めるかどうかは各規制当局の判断に任せているが、国際的調和のためにはほとんどの規制当局がこの対応に前向きである。
4.2	2014年	MAHは本ガイドラインのIBDの	本ガイドラインにおけるIBDの定義は、当該有効成分を含む製剤について世界のいずれかの

No.	報體日	質問	回答
6.1	2014年 3月	有効成分分付回路における通底壁の異 國中地域においても下水道底盤が普及する、公費負担による手引書が本筋にて 2.4項目表示される。PBRER では、同一の有効成分分付回路有効成分付回路と並用する側	

6. 教學情報

No.	專題目	回答	5.1
3月	製品化した状況をPBRER作成時点で入手可能な情報を受けました。また、この情報を受けた手がMAHがPBRER作成時点で入手可能な情報を提供せ得ます。MAHは製品化された情報を受け取った手がPBRERを作成する際に該情報の利用に反対する意見を表明します。是年販売された医薬品の多くはこれらPBRERが製品化された情報の利用に反対する意見を表明します。MAHは公表文獻などの公開された情報から得た情報に基づく効果性／有用性を提示する上で効率的です。	5.1 2014年 製品化した状況をPBRER作成時点で入手可能な情報を受けました。また、この情報を受けた手がMAHがPBRER作成時点で入手可能な情報を提供せ得ます。MAHは製品化された情報を受け取った手がPBRERを作成する際に該情報の利用に反対する意見を表明します。是年販売された医薬品の多くはこれらPBRERが製品化された情報の利用に反対する意見を表明します。MAHは公表文獻などの公開された情報から得た情報に基づく効果性／有用性を提示する上で効率的です。	5.1 2014年 製品化した状況をPBRER作成時点で入手可能な情報を受けました。また、この情報を受けた手がMAHがPBRER作成時点で入手可能な情報を提供せ得ます。MAHは製品化された情報を受け取った手がPBRERを作成する際に該情報の利用に反対する意見を表明します。是年販売された医薬品の多くはこれらPBRERが製品化された情報の利用に反対する意見を表明します。MAHは公表文獻などの公開された情報から得た情報に基づく効果性／有用性を提示する上で効率的です。
3月	各國各地域の法規制によって医療医薬品のPBRERが求めらる場合、本方式による医療医薬品に対する適用範囲はどこまであるのですか？	5.2 2014年 医療医薬品のPBRERは其有効成分分類に基づく適用範囲についてお尋ねください。	5.2 2014年 医療医薬品のPBRERは其有効成分分類に基づく適用範囲はどこまであるのですか？

• 五年級英語教材之光碟

4.3	2014年 3月	<p>国々の実施方針、ISO 25100標準品の定義化基準等、ISO 25100標準品の実現性を評価するための指標を構築する。MAHが製品の実現性を評価するための指標を構築する。</p> <p>ISO 25100標準品の実現性を評価するための指標を構築する。一部の地域で作成された規格化公表書を用いて、各規格化公表書の一部を最も多くの観点で一貫して配置する。MAHはこれらの規格化公表書を用いて、各規格化公表書の一部を最も多くの観点で一貫して配置する。</p> <p>ISO 25100標準品の実現性を評価するための指標を構築する。一部の地域で作成された規格化公表書を用いて、各規格化公表書の一部を最も多くの観点で一貫して配置する。MAHはこれらの規格化公表書を用いて、各規格化公表書の一部を最も多くの観点で一貫して配置する。</p>
4.3	2014年 3月	<p>DSUR（使用方法開発国際調査生）ICH E2F規格（DSUR-22項）による実証試験、MAHが希望する場合、PBRER（IBD規格）はDSURを提出する。DSURとPBRERとDLPの同期または総合化され、次回のDSURの検査期間は1年を超えてはならない。DLPの同期または総合化され、MAHが開発した規制当局から承認を得るために必要な方法。</p> <p>DSUR（使用方法開発国際調査生）ICH E2F規格（DSUR-22項）による実証試験、MAHが希望する場合、PBRER（IBD規格）はDSURを提出する。DSURとPBRERとDLPの同期または総合化され、次回のDSURの検査期間は1年を超えてはならない。DLPの同期または総合化され、MAHが開発した規制当局から承認を得るために必要な方法。</p>

		にあたり、どのような製品参照情報を選択すべきか？	面について検討するとともに、そのサブセクションにおいて特定の剤形及び適応症について検討すべきである。  例えば、喘息や慢性閉塞性気道疾患（吸入薬）、鼻炎（鼻腔内噴霧薬）、クローン病（経口薬）及び潰瘍性大腸炎（座薬）の管理に使用可能な副腎皮質ステロイド薬のPBRERをMAHが作成しようとしていると想定する。このような状況では、MAHは製品参照情報として用いた単一の文書を明記するが、実際には多くの場合、企業中核データシート（CCDS）が選択される。ただし、CCDSがない製品の場合、MAHは最も包括的な地域の添付文書を使用する。
6.2	2014年 3月	PBRERの作成時、製品参照情報における承認適応としては含まれているものの、ある地域の製品情報における承認適応からは外れる場合の使用実態についてはどの項に記載すべきか？	PBRERが提出されている一以上の国や地域において、各製品情報の記載を外れた方法での製品の使用が使用実態から示唆される場合、MAHはPBRERの5項に適応外（off-label）とみなされる使用方法がある国や地域を明記する。使用実態から安全性シグナルが示される場合には、MAHはシグナルの一覧表（15項）にこれを追記し、PBRERのその他の関連する項においても検討する。

## 7. 使用患者数データ

No.	承認日	質問	回答
7.1	2014年 3月	販売開始からすでに数年間が経過した製品については、これまでに実施された臨床試験の被験者数についてどのようなデータを提示すべきか？	本ガイドラインの3.5.1項にMAHが提示すべき情報が説明されている。正確な使用被験者数のデータ入手できない場合、最良の推定値を提示し、その推定値の根拠及び元になる前提を示す。



## 8. サマリーテーブル

No.	承認日	質問	回答
8.1	2014年 3月	本ガイドラインの3.6.2項で言及されるサマリーテーブルには、介入臨床試験において、PBRERに記述する製品と同じ有効成分を含有する治験薬について収集された重篤有害事象(SAE)のみを記載すればよいのか?	<p>本ガイドラインの3.6.2項で言及されているPBRERのサマリーテーブルには、MAHが依頼者である介入臨床試験において、PBRERに記述する製品と同じ有効成分を含有する治験薬について収集されたSAEのみを記載する。このサマリーテーブルにはMAHが依頼者であるすべての臨床試験から得られたデータを含めるが、承認範囲の適応、用法・用量、対象集団又は剤形を検討するための臨床試験から得られたデータに限定されない。また、サマリーテーブルには、安全性ハザードの特定、特徴づけ若しくは定量化、又は安全性プロファイルの確認を主な目的とする臨床試験から得られたデータも記載する。さらに、関連する場合及び／又は適切な場合には、未承認の用法・用量を検討する臨床試験、又は未承認の適応や未検討の集団を対象として治験薬を検討する臨床試験に基づくSAEも記載する。</p> <p>PBRERに記述する製品に含まれる有効成分が使用された臨床試験を情報源とする安全性シグナル又はその他の重大な安全性情報については、評価中の市販製品の安全性プロファイルを十分に特徴づけるため、PBRERの該当する項に要約する。未承認の適応、新剤形、未検討の集団又は用法・用量を検討する臨床試験からの知見であっても、市販製品に関連する場合には記載する。</p>
8.2	2014年 3月	例えば、PBRERの対象となる製品(製品A)が別の製品(製品B)に関する臨床試験の比較対照薬として用いられた可能性がある場合、製品Bに対して実施された臨床試験に基づく製品Aに関するSAEは、製品Aに関するPBRERのSAEの累積サマリーテーブルの比較対照薬の欄に記載するのか?	<p>いいえ。MAHは、製品Bを使用した臨床試験で認められた製品Aに関する臨床的に重要な安全性の知見があれば、PBRERの7.1項、7.2項又は9.1項のうち最も適切な項(MAHが情報源とする臨床試験プログラムの依頼者であったかどうかに応じて)に要約する。本ガイドラインの3.6.2項に記載する比較対照薬とは、PBRERの対象となる製品の臨床開発計画で比較対照薬として使用された他の薬剤のことを指す。</p> <p>同様に、製品BのMAHが、製品BのPBRERを作成するときは、製品Bの臨床試験で比較対照薬として使用された製品AのSAEを記載する。本ガイドラインの添付資料B、表6に臨床試験におけるSAEの累積サマリーテーブルの例を示しているので参照されたい。</p>
8.3	2014年 3月	MAHは、MAHが依頼者ではない臨床試験(例:医師が自ら実施する臨床試験)で収集されたSAEもサマリーテーブルに記載すべきか?	<p>一般には、MAHは、MAHが依頼者である臨床試験で治験薬又は実薬対照として使用された製剤のSAEのみをサマリーテーブルに記載すべきである(質問8.1を参照されたい)。</p> <p>MAHが依頼者でない臨床試験で認められた重大な安全性情報については、PBRERの9.1項に要約する。該当する場合には、MAHはPBRERの15~18項にさらに詳しい情報を提</p>

• 6 •

8.4	2014年 3月	<p>共計、<u>第三者</u>の確保のため、MAHは自身が供給者となり、輸出販賣行為 SAEの施設報告を入手し、 透明性の確保のため、MAHは自身が供給者となり、輸出販賣行為 SAEの施設報告を入手し、 これら、報告会議及び報告文書を添付され、この上に施設報告 SAEの手元にて SAEを閲覧する。その後、SAEのPBRERの6.2項の記載事項、 SAEを閲覧する責任を果たす上で役立つ。 この場合、SAEのPBRERの6.2項の記載事項、 SAEを閲覧する責任を果たす上で役立つ。</p> <p>本件は、<u>第三者</u>の報告書にて、MAHが報告する旨の 一示する。本件は、<u>第三者</u>の報告書にて、MAHが報告する旨の 本取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」） 市取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」） 一示する。本件は、<u>第三者</u>の報告書にて、MAHが報告する旨の 本取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」） 市取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」）</p>
		<p>本件は、<u>第三者</u>の報告書にて、MAHが報告する旨の 一示する。本件は、<u>第三者</u>の報告書にて、MAHが報告する旨の 本取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」） 市取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」） 一示する。本件は、<u>第三者</u>の報告書にて、MAHが報告する旨の 本取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」） 市取扱の情報源化基準（以下「<u>第三者</u>」）</p>

		情報を入手することを意図しているのか？	する場合、MAH が情報源とする臨床試験プログラムの依頼者であったかどうかに応じて、PBRER の 7.1 項、7.2 項及び 9.1 項に情報の要約を記載する。
--	--	---------------------	---

## 10. 非臨床データ

No.	承認日	質問	回答
10.1	2014年 3月	PBRER の 10 項は、MAH が依頼者である非臨床試験のみに言及したものか？あるいは、文献で公表されているものなど、他の試験のことも指しているのか？	試験の依頼者及び／又は実施者に関係なく、調査期間中に実施及び／又は報告されたすべての非臨床試験に由来する主要な安全性情報を PBRER の 10 項に要約又は参照するという趣旨である。このような所見が他の組織により実施された非臨床試験や公表された文献に由来する場合、MAH は 11 項（文献）に要約を記載し、10 項（非臨床データ）に 11 項との適切な相互参照を示す。このようにして、情報の不要な重複を回避できる。

## 11. 文献

No.	承認日	質問	回答
11.1	2014年 3月	本ガイドラインの 3.11 項には、「この項では、調査期間中に MAH が知り得た、専門家によって査読された科学文献に発表された、あるいは未発表の原稿として入手した既承認医薬品に関する新しい重大な安全性情報を要約する。」と述べられている。「既承認医薬品に関する」という文言は、有効成分あるいは特定の先発品のいずれを指しているのか？	PBRER の 11 項には、PBRER に記述する製品に関するすべての新しい重大な安全性情報を要約する。そのようなものとして、同一の有効成分に関する安全性情報などが挙げられるが、必ずしも MAH により販売されている製品ブランドに限定されるものではない。したがって、本ガイドラインによれば、PBRER に対して実施する文献検索は、個別の副作用症例の文献検索（すなわち、緊急報告の目的で行われるもの）よりも広範にわたるものであり、関連する場合、PBRER において同一クラスの有効成分に関する情報を検討することになる。
11.2	2014年 3月	本ガイドラインの 3.11 項には、「PBRER の文献検索は、個別の副作用症例の文献検索よりも広範にわたる」と述べられているが、広範にわたる検索にはどのようなものが含まれるか？	PBRER の文献検索は、被験者群の安全性アウトカムを報告する文献や同一の有効成分を含む他の製品（剤形を問わない）について報告する文献も対象とすることから、個別の副作用症例の文献検索よりも広範にわたる。この検索は製品ブランドに限定されず、非臨床試験や投薬過誤に関して公表された論文も含む。PBRER のこの項には、非臨床及び臨床試験に基づく情報を要約するとともに、適切かつ該当する場合、同一クラスの薬剤に関する情報も要約する。

## 12. 有效性的欠缺

	<p>ータや知見を提示するようになって いる。MAHは、a) 15 項及び16 項 でのデータの繰り返しを避けなが ら、b) 結論の裏付けに足る詳細を 提示するにはどのようにすればよい か？</p>	<p>繰り返しが適切な場合もある。MAHはそのような繰り返しを最小限にするため、 社内のテンプレート／手引書を利用してスタッフに指示を与えることを検討しても よい。これにより、PBRER で最初にデータが提示された前出の項を相互参照する よう指示できる。ただし、相互参照の多用により、読者に伝えるべきメッセージが 不明瞭にならないよう注意が必要である。</p> <p>PBRER の 6 項～14 項は、これらの項で対象とする各種情報源に基づくデータ又は 知見のみを提示することを目的としている。これに対し、15 項及び 16 項では、6 項～14 項までの重要なデータ及び知見に関連する解釈及び評価を提示することを目的 としている。</p> <p>例えば、MAH は調査期間中に公表された文献報告に基づく新たなシグナルや評価 が継続中のシグナルを特定した場合、11 項（文献）に文献報告を要約し、15 項 (シグナルの概要) にサマリーテーブルを掲載する。調査期間中に終了したランダ ム化臨床試験の結果に基づき評価が継続中の安全性シグナルを否定する場合、7.1 項（終了した臨床試験）に関連する試験結果を簡潔に要約する。さらに、15 項のシ グナルの一覧表でシグナルの状態を更新するとともに、16.2 項（シグナルの評価） で新規及び累積的なデータを批判的に分析する。この総合的な分析では、MAH は シグナルを否定する根拠と結論を述べる。16.2 項の考察で否定されたシグナルの分 析では、7.1 項に記載した知見をすべて繰り返して述べるのではなく、むしろこの ような知見の評価と解釈に焦点を絞った概要を提示する。同様に、16.2 項及び 16.3 項に示した分析の概要是 PBRER の 16.4 項（リスクの特徴づけ）に繰り返して記載 しない。</p> <p>本ガイドラインの添付資料 C にシグナルの一覧表の例が示されており、二つのシグ ナルの例が含まれている。添付資料 F には、シグナル及びリスクの PBRER の項へ のマッピングについて詳しい手引きがある。</p> <p><b>b) PBRER の 15 項及び 16 項に十分な詳細を提示する際の留意事項</b></p> <p><u>留意事項（全般）：</u></p> <p>本ガイドラインの 2.5 項で述べたとおり、MAH は知見を提示する項（6 項～14 項） と評価を提示する項（15 項及び 16 項）の両者において、提示する知見の臨床的意 義に基づいて詳細度を調整しなければならない。これには医学的及び科学的判断が 必要である。詳細度は、MAH の結論並びに実施又は提案された措置の裏付けに足 るようにすべきである。これらの項では、医学的に重要な影響を有する所見又は因</p>
--	---	---

<p><b>15項：</b> 異議事項（個別事項）：</p> <p>異議事項的陳述必須在說明書中及說明書的附註中列明，並於說明書之後附註之。</p>	<p>MAH 必須在說明書中列明，並於說明書之後附註之。本項為本子項的一般要項。</p> <p>16.2項以下的手可操作性評價、資料編製及回答各參照本子項。</p> <p>本檢討專題依循本子項之評價、質問 13.4 依對手之回答各參照本子項。</p> <p>16.1項：安全性的概念事項的要項</p> <p>PBREFR の 16.2項及 16.3項之評價、審查官方の MAH の結構及回路（實施又其提案書之內容之摘要及總合）の機械之理解及子項（MAH 之十分分量報表提供之點及利用可能之工具）之評價。</p> <p>16.2項之評價、MAH 之手可操作性評價、MACH 之十分分量報表提供之點及利用可能之工具（MACH 之十分分量報表提供之點及利用可能之工具）之評價。</p> <p>16.2項及 16.3項：以分析方法之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價</p> <p>本檢討專題依循本子項之評價、質問 13.4 依對手之回答各參照本子項。</p>
<p>16.2項：因果關係之肯定及否定（因果關係之肯定及否定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 以分析方法之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（因果關係之肯定及否定）</li> <li>• 以分析方法之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（因果關係之肯定及否定）</li> <li>• 以分析方法之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（因果關係之肯定及否定）</li> <li>• 以分析方法之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（因果關係之肯定及否定）</li> </ul> <p>16.3項：原因關係之肯定及否定（原因關係之肯定及否定）</p> <p>新 L1 情報之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（原因關係之肯定及否定）</p> <p>新 L1 情報之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（原因關係之肯定及否定）</p> <p>新 L1 情報之評價、並以此之評價及新 L1 情報之評價（原因關係之肯定及否定）</p>	
<p>異議事項的陳述必須在說明書中及說明書的附註中列明，並於說明書之後附註之。</p>	

			<p>に対応できる場合がある。MAHは簡潔な情報を提供すべきであるが、リスクの理解及び／又はその特徴づけに与える影響の有無を規制当局の審査官が判断できるに足る詳細を概要に含めるよう留意すること。</p> <p><b>16.4項：リスクの特徴づけ</b></p> <p>PBRERの16.4項のリスクの特徴づけでは、MAHはリスクが重要であるか否かを判定する。発現頻度が低く、非重篤で可逆的であり、個々の患者又は公衆衛生に重大な影響を及ぼすことなく容易に管理できるものであれば、そのようなリスクは重要ではないと考えられる。高頻度に発現するADRであっても、臨床的に重要な有害な後遺症と関係していなければ、重要なリスクには相当しない場合もある。</p> <p>すべてのシグナル及びリスクを対象としている15項、16.2項及び16.3項とは異なり、16.4項では重要なリスクのみを扱う。16.4項では、MAHはそのリスクを<b>重要</b>とみなす理由を説明するために、本ガイドラインに示すパラメータに関してより詳細な情報を提示する。</p>
13.3	2014年 3月	規制当局により、ある特定事象のモニタリング及びPBRERでの報告を求められている場合、MAHはPBRERのどの項に分析の結果を要約すべきか？	<p>MAHはその特定事象がシグナルに相当すると判断した場合は、シグナルの一覧表に追記し、これを評価し、PBRER内でシグナルを要約するための通常のアプローチに従って処理する。</p> <p>その特定事象がシグナルに相当しないと判断した場合、PBRER の 15 項にモニタリングが求められている事象に関する分析結果を要約する。</p>
13.4	2014年 3月	本ガイドラインの 3.16.1 項によれば、PBRER には、調査期間開始時点において判明している重要なリスクと不足情報の要約を記載するようになっている。しかし、各国に提出された安全性検討事項が既に存在する製品の場合、特定の安全性の懸念事項が国や地域によって異なるのは珍しいことではない。 例えば、ある地域の規制当局から特定の安全性の懸念事項の追加を指示されることがある。また、ある地域	<p>MAHは、追加の検討事項の数や、各国や地域の規制当局からの異なる要請の範囲を踏まえて、このような状況への対処方法を検討する。その方法を以下に説明するが、あらゆる状況に最適というわけではない。MAHがその製品に対する最良の方法に確信がなく、特に安全性検討事項に大きな地域差が存在する場合には、関連する規制当局の指導を求めることが望ましい。</p> <p>このような状況への対応方法を以下に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの分類方法（潜在的又は特定されたリスク）又はリスク管理計画に不足情報として記載すべき情報の範囲に関するこれまでの評価結果が異なっており、PBRER を複数の規制当局に提出する場合、MAH は安全性の懸念事項の要約にすべてのリスク及び不足情報を提示するとともに、脚注にてある国や地域にのみ特有のものを明らかにし、この安全性の懸念事項が追加で適用される国や地域を示してもよい。</li> </ul>



		<p>なリスクの特徴づけに含めることのできる項目の一つとして「公衆衛生に対する影響」が記載されている。PBRER の 16.4 項の目的においては、MAH はこの情報を提供する上でどのような要素を考慮すべきであるか？</p> <p>Q&amp;A の範囲外である。</p> <p>PBRER の 16.4 項では、PBRER の目的において、MAH は重要なリスクの特徴づけの一環として、リスクが公衆衛生に及ぼす影響の評価を提示する。個々のリスクの公衆衛生に対する影響を評価するとき、MAH は、包括的であるよりむしろ具体的に次の項目を検討する：製品の使用範囲（治療対象集団のサイズ）、頻度及び健康上の影響（重篤性、予防可能性及び可逆性の考慮を含む）。</p> <p>リスクの特徴づけでは、集団全体に対する影響とともに、患者個人に対する影響も考慮する。</p>
--	--	--

#### 14. リスクとベネフィットの項

No.	承認日	質問	回答
14.1	2014 年 3月	<p>3.16.5 項（リスク最小化策の効果）に関しては、本ガイドラインの文言から、MAH は調査期間に得られた特定のリスク最小化活動の効果及び／又はその限界に関する情報を記載すべきであると解釈される。</p> <p>MAH が調査期間中に Dear Healthcare Professional Communication（又は各国でこれに相当する連絡文書）を用いて医療関係者にリスクを注意喚起した場合、PBRER においてそのリスクコミュニケーションの効果を検討すべきか？</p>	<p>そのような活動の効果に関する報告は、リスク管理計画の基準又は規制当局との合意によって決まる。リスク最小化策の効果に関する評価結果が異なる地域にも適用可能である場合、MAH は PBRER の 16.5 項にそのようなリスク最小化活動の効果に関する情報を記載する。それ以外の場合は、この情報は関連する地域ごとの添付資料で提示する。</p>

#### 15. ベネフィットの評価

No.	承認日	質問	回答
15.1	2014 年 3月	有効性及び有用性という用語の意味合いを説明してほしい。	<p>これらの用語の使用は地域間で統一されていない。本ガイドラインでは、臨床試験及び日常診療の両方から得られた情報が、PBRER に含めるべきベネフィット情報の範囲内であることを明確にするため、「有効性／有用性」という文言を使用している。地域によっては、有効性は比較臨床試験からのベネフィットに関するエビデンスを指し、有用性は日常</p>



			臨床試験から得られた臨床的に重要な新しい有効性／有用性の情報が PBRER の先の項、例えば、7 項、9.1 項又は 13 項に記載されている場合、文書中の他の項に提示されている情報を重複して記載する必要はないため、MAH は関連する項への相互参照を示す。したがって、前項までには臨床試験から得られた新しい情報が含まれ、17.2 項では実際の使用状況下における有効性／有用性に関する新規の情報に焦点が当てられることになる。さらに、17.2 項には調査期間中に承認された新規適応に関する簡潔な情報を記載する。この項における詳細度は、PBRER の 17.3 項におけるベネフィットの特徴づけの裏付けに足るようすべきである。
15.4	2014 年 3月	本ガイドラインの 3.17.2 項によれば、「承認適応のベネフィット・リスク評価に関連する場合を除き、承認適応以外の使用方法における有効性／有用性に関する新しい情報は記載しない。」となっている。この場合の「関連する」という言葉の定義を説明してほしい。	これは判断の問題であるため、関連する、という用語を定義することはできない。MAH は未承認の適応に関する新しい有効性／有用性の情報が既承認の適応のベネフィット・リスクプロファイルに影響を及ぼす可能性があるかどうかを考慮し、影響がみられる場合は、それに応じて新たな情報の要約を記載する。
15.5	2014 年 3月	PBRER との関連において、主要なリスク及び主要なベネフィットとは何を意味しているのか？	本ガイドラインの 3.18.2 項に記載されているように、主要なリスク及び主要なベネフィットとは全体的なベネフィット・リスク評価に重要な影響を及ぼすベネフィット及びリスクのことであり、PBRER に記載されているすべての重要なベネフィット及びリスクを必ずしも含める必要はない。MAH が主要と考えるべき特定のリスク及びベネフィットとは医学的判断の問題である。
15.6	2014 年 3月	ベネフィット・リスクの正式な定量的又は半定量的評価を行うための特別な方法はあるか？	正式な定量的又は半定量的分析を行うための特定の評価方法について明確な助言を与えることは、本ガイドラインの範囲外である。MAH がベネフィット・リスクの正式な定量的又は半定量的評価を提示する場合には、使用した分析方法の概要を示すこと。
15.7	2014 年 3月	PBRER には、地域ごとの製品情報と関連して実施されたベネフィット・リスク評価を記載できるか？	一般に、MAH は、PBRER の作成に用いた製品参照情報との関連においてベネフィット・リスクを評価する。本ガイドラインは MAH に対し、参考文書として地域の製品情報を使用できるよう規定を設けている。したがって、本ガイドラインでは、各地域の製品情報を考慮してベネフィット・リスク評価が行われる可能性を否定しない。このようなベネフィット・リスク評価は、ほとんどの場合、特定の製品に対する特定の規制当局からの要請に基づき実施されることになると考えられる。MAH はその評価を PBRER の適切なサブセクション内で行うか、又は添付資料として提示できる。